

指定介護老人福祉施設

入居契約書

特別養護老人ホームあざみ苑

特別養護老人ホームあざみ苑入居契約書

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人流山あけぼの会（以下「事業者」という。）は特別養護老人ホームあざみ苑において、事業者が契約者に対して行なう介護福祉サービス及び居室、共用施設等を使用し、生活すること等とそれに対する利用料金を支払うことについて次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第1条 契約の目的

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は「本契約書」及び「重要事項説明書」に定めるとおりです。
- 3 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日とします。契約満了日の7日前までに、契約者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、かつ、契約者が要介護認定の更新で要介護3～5と認定された場合、契約は自動更新されるものとします。

第2条 施設サービス計画

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- 1 契約者について解決すべき課題を把握し、契約者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- 2 必要に応じて施設サービス計画を変更します
- 3 施設サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を契約者に説明します。

第3条 介護保険給付対象サービス

事業者は、介護保険給付対象サービスとしてホームにおいて、契約者に対し入浴、排泄、食事等の介護サービスその他、介護保険法令の定める必要な援助を提供します。

第4条 介護保険給付対象外のサービス

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 食費及び居住費
 - 二 契約者に対する理美容サービス
 - 三 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理、金銭の管理等
 - 四 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事等
- 2 前項の他、事業者は介護保険適用対象外のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条 サービス利用料金の支払い

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、所定の料金体系に基づいたサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）の重要事項説明書に定める料金を事業者を支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。

（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- 3 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は食費及び居住費と契約者の日常生活上必要となる諸費用（事業者指定のオムツ代を除く）を事業者を支払うものとします。
- 5 事業者は、当月の料金合計額を請求書で明細を付し、翌月10日頃までに通知します。
- 6 契約者は、当月の料金の合計額を翌々月5日までに（口座振替で）支払います。
- 7 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 8 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。
- 9 医療費薬剤費は事業者に請求があり、事業者が契約者の通帳から引き出し支払いを致します。

第6条 利用料金の変更

- 1 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金並びに前条第3項及び第4項に定める食費及び居住費について介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解除することができます。

第三章 事業者の行うサービス及び義務等

第7条 事業者のサービス提供

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ複写物を交付するものとします。また、これに係わる費用は契約者が負担するものとします。

第8条 守秘義務等

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第18条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第9条 契約者の施設利用上の注意義務等

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従業者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
- 3 契約者は、ホームの施設・設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により必要な場合には契約者及びその家族等と事業者との協議により居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第10条 契約者の禁止行為

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為を行うことはできません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 他の利用者またはサービス事業者及び従業者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動等を強要し、その他迷惑をかける行為を行うこと
- 三 重要事項説明書その他において事業者が定めた以外の物品の持ち込み

第五章 損害賠償

第11条 損害賠償責任

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責を負います。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

第12条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者がサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従業員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第13条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第14条 契約の終了事由

契約者は、以下の各号に基づく契約終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定によりご契約者の心身の状況が非該当又は要支援、及び、要介護1・2の者であって特例入所の要件に該当しないと判断された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第15条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第15条 契約者からの中途解約等

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者にも書で通知するものとします。
- 2 契約者は、第5条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

第16条 契約者からの契約解約

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合であって、事業者が適切な対応をとらない場合

第17条 事業者からの契約解除

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず7日以内に支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは、入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合

第18条 契約の終了に伴う援助

本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して、速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第19条 契約者の入院に係る取扱い

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

- 2 契約者が病院又は診療所に入院した場合、契約者は重要事項説明書に定める利用料金所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第20条 居室の明け渡し 一精算一

- 1 契約者は、第14条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払業務及び第9条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく業務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第5条第8項を準用します。

第21条 身元引受人

身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する経済的債務等につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。

- 2 身元引受人は前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
 - 一 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続きを円滑に遂行すること
 - 二 本契約が終了した場合に、事業者と協力して契約者の状態に応じた受け入れ先を確保すること
 - 三 契約者が死亡した場合、速やかに遺体及び残置物の引き取りなど、必要な処理を行うこと
- 3 事業者は契約者が入院を必要とする場合ならびに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨を連絡するものとします。
- 4 事業者は、契約者に身元引受人がいない場合において本契約終了後に残置物その他の処理を行う必要がある場合には自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預かり金等自己の管理下にある金額がある場合にはその金額と相殺できるものとします。
- 5 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には新たに身元引受人を立てるものとします。
- 6 事業者は、身元引受人から希望がある場合には利用料金の変更、施設サービス計画の変更があったときにはこれを通知します。

第22条 一時外泊

- 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、別に定める期間を限度として、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとします。但し、感染症流行の場合は変更することがあります。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者を支払うものとします。

第七章 その他

第23条 苦情処理

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口、第三者委員を設置して適切に対応するものとします。

第24条 協議事項

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、契約者、事業者が記名の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

【契約者】 住所

氏名

【身元引受人】 住所

氏名

続柄

【代理人】 身元引受人と同一の場合は氏名欄に「同上」と記入すること

住所

氏名

続柄

【事業者】 住所 〒270-0135

千葉県流山市野々下2丁目488番地5

事業者 社会福祉法人流山あけぼの会
特別養護老人ホームあざみ苑

代表者 施設長 川口 栄子